

4 PDCAサイクルの徹底

主な
取り組み

事業の有効性をチェックするマネジメントサイクルを構築
●目標は可能な限り数値化し、達成度によっては事業を見直すことをルール化

目標の
達成状況

未達成
1件

●PDCAサイクルの徹底
〔指標〕施策目的の実現を意識して事業や業務に取り組んでいる職員の割合

今後の
取り組み

職員啓発を充実させながら、引き続き、改革を支えるマネジメントサイクルを徹底していきます。

※「PDCAサイクル」: 施策・事業に必要な要素、企画(Plan)・運営(Do)・評価(Check)・改善(Action)を一貫した流れとしてとらえ、循環させることで施策・事業の改善に結びつける手法です。

区ごとの状況など詳しくは、区役所区民情報コーナー、市民情報プラザ(市役所本庁舎1階)などのほか、大阪市ホームページでご覧いただけます。

問い合わせ 市政改革室PDCA担当 ☎6208-9885 FAX6205-2660

マイナンバー制度がはじまります

マイナンバー制度は、住民票を有するすべての方(外国籍の方を含む)に、1人に1つずつお渡しする12桁の番号を使って、社会保障や税などの行政手続を行う国の制度で、市民の利便性の向上や行政の効率化、公平・公正な社会の実現などの効果が期待されています。

Q1. マイナンバー制度のメリットは?

A. 平成29年7月から、区役所などで行政手続を行う場合、申請時に必要な住民票や所得証明書などの添付書類の提出が省略できるようになります。

Q2. 自分のマイナンバーはいつわかるの?

A. 平成27年10月から順次、住民票に登録されている住所あてにマイナンバーと氏名・住所・生年月日・性別が記載された「通知カード」を送付します。すべての方に届くまでには、3カ月程度かかる予定です。

Q3. 「通知カード」って何?

A. マイナンバーを皆さんにお知らせする紙製のカードです。それとは別に希望者には、平成28年1月から、顔写真が掲載され、身分証明書として利用できる「個人番号カード」を交付します。

Q4. マイナンバーはどこで使うの?

A. 児童手当の現況届の提出や、確定申告など、多くの行政手続において、平成28年1月からマイナンバーが必要となります。勤務先が源泉徴収を行っている場合は、勤務先へもマイナンバーを報告する必要があります。

マイナンバー制度に関するご不明な点はマイナンバーコールセンターへ

(全国共通ナビダイヤル)※通話料必要

日本語窓口 ☎0570-20-0178

外国語窓口 ☎0570-20-0291

9:30~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)

来月号では、「よくある質問と答え」について掲載します。

問い合わせ 総務局IT統括課 ☎6543-7118 FAX6543-7130